

入札説明書

静岡大学（城北）情報学部2号館等照明設備改修工事

令和6年2月9日

国立大学法人 静岡大学

入札説明書

静岡大学（城北）情報学部2号館等照明設備改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年2月9日

2 国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 近藤 裕史

3 工事概要等

- (1) 工事名 静岡大学（城北）情報学部2号館等照明設備改修工事
(2) 工事場所 静岡県浜松市中央区城北3丁目5番1号 静岡大学城北団地構内
(3) 工事概要 ①情報学部2号館照明設備更新（LED化）工事
鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階建て（一部2階建て）
延べ床面積9,137m²
②創造科学技術大学院照明設備更新（LED化）工事
鉄筋コンクリート造、地上5階建、延べ床面積188m²
その他詳細は工事発注概要書のとおり。
(4) 工期 令和6年9月30日（月）まで。
(5) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
(6) 本工事は、申請書の提出及び入札等を紙入札により行う。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
(2) 文部科学省における「一般競争参加資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係るA等級又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 工事成績について、下記8（2）に掲げる総合評価の評価基準に示す欠格に該当しないこと。
(5) 次に掲げる施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。
平成20年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、施工実施面積が1,400m²以上の、建物用途が事務所・庁舎・校舎・研究施設・図書館・宿舎・研修施

設、病院、会館・集会施設・体育館の新営または改修電気設備工事の施工実績を有すること。（同一契約かつ同一団地内での施工であれば複数棟の合計面積でも可とする。）

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 1級電気工事施工管理技士、若しくはこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ② 平成20年度以降に上記（5）に掲げる工事又はこれと同等以上の工事の経験を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は浜松市内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。

(8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定

する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 静岡県、神奈川県、愛知県、山梨県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもの

- で役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒422-8529
静岡県静岡市駿河区大谷 836
国立大学法人静岡大学財務施設部施設課総務契約係
電話番号 054-238-4442
FAX 054-238-5407

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い提出すること。
- 上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。
- なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 提出期間： 令和6年2月9日から令和6年2月26日まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から12時30分及び
13時30分から17時まで
- ② 提出場所： 上記5に同じ
- ③ 提出方法： 提出場所に直接持参（郵送又は電送は不可）すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成し、文部科学省大臣官房文教施設企画部長発行の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを添付すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。
なお、①の同種の工事の施工実績及び②の監理技術者等の資格・工事経験については、平成20年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、

引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績（別記様式2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式3）

1) 監理技術者等の資格・工事経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、8（2）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事に施工経験として挙げた工事が平成31年度から令和4年度以降（過去4年度以降）に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事があれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式3に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（C O R I N S等）を提出すること。

③ 契約書等の写し

①及び②の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の規模や概要が同種であると判断できる平面図等（施工実績が複合施設等である場合は、同種の用途部分の求積根拠、技術者として配置した事実が確認できる資料等を含む））の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、工事カルテ受領書写を添付することにより契約書及び技術者として配置した事実が確認できる資料等の写しについてのみ提出する必要がない。

④ 工事成績（別記様式4）

電気工事における令和3年度及び令和4年度以降の工事成績評定の各年度の合計、工事成績評定を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを各年度ごとに整理して提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和3年度及び令和4年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての電気工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ii）の工事の品質に関わる問題に關し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

i) 下記8（2）表中「工事成績」において、2年連続で各年度（過去2年）の平均点が65点未満である場合。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和3年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、下記8(2)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

⑤ 法令遵守（コンプライアンス）（別記様式5）

東海地区における営業停止を受けたもの又は文部科学省並びに国立大学法人等の指名停止措置を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止及び営業停止の期間終了後6ヶ月以内のものを全て記載する。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別記様式6）

ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する認定状況を記載すること。また、認定を受けている場合は、証明できる資料の写しを添付すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年3月11日に電子メールにより通知する。

(6) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和6年3月18日（月）17時
- ② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和6年3月26日（火）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、「標準点」

100点を付与する。

- ② 技術資料で示された実績等により評価を行った結果、原則として、各評価項目の得点合計を加算点（満点31点）とする。
- ③ 得られる「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した「評価値」を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準は次のとおりとする

①企業の技術力

(1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等（注）及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。 その他の工事実績あり。 実績なし（欠格）	6点 5点	
	過去2年度以降の平均点が8.4点以上	5点	
	過去2年度以降の平均点が8.1点以上8.4点未満	4点	
	過去2年度以降の平均点が7.8点以上8.1点未満	3点	
	過去2年度以降の平均点が7.5点以上7.8点未満	2点	
	過去2年度以降の平均点が7.2点以上7.5点未満	1点	
	過去2年度以降の平均点が7.2点未満（実績なしを含む）	0点	
	各年度（過去2年度）の平均点が2年連続で6.5点未満（欠格）		
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関する重大な問題が発生した事例がある。（欠格）		
	小計	11	0

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国・特殊法人等（注）及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。 上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験ある主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。 経験なし（欠格）	7点 6点 5点	
	8.3点以上	10点	
	8.2点以上8.3点未満	9点	
	8.1点以上8.2点未満	8点	
	8.0点以上8.1点未満	7点	
	7.9点以上8.0点未満	6点	
	7.8点以上7.9点未満	5点	
	7.7点以上7.8点未満	4点	
	7.6点以上7.7点未満	3点	
	7.5点以上7.6点未満	2点	
	7.2点以上7.5点未満	1点	
	7.2点未満（実績なしを含む）	0点	
	6.5点未満（欠格）		
	小計	17	0

②企業の信頼性・社会性

(1) 法令遵守（コンプライアンス）

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	0点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	-1点	
	小計	0	0

(2) 地域精通度

評価項目	評価基準	配点	評価点
地理的条件（緊急時の施工体制）	当該工事の施工地域（☆）に技術者・資機材等の拠点あり。 当該工事の施工地域（☆）に技術者・資機材等の拠点なし。	1点 0点	
	小計	1	0

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ・トライくるみん認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・ユースエール認定 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
	上記のいずれかの認定を受けている。	2点	
	上記のいずれの認定も受けていない。	0点	
	小計	2	0

（注）「特殊法人等」には国が資本金の1／2以上を出資する法人を含む。

（☆）当該工事の施工地域とは、静岡県中部地区、静岡県西部地区、静岡県東部地区をさす。

静岡県中部地区：静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

静岡県西部地区：浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市、森町

静岡県東部地区：富士市、富士宮市、沼津市、三島市、裾野市、熱海市、御殿場市、長泉町、清水町、函南町、小山町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、下田市、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

配点計	評価点計
31	0

(3) 落札者の決定

入札参加者の技術提案による評価項目を評価し、
評価値= { (標準点+加算点) / (入札価格) } の最も高い者を落札者とする。

入札参加者は、価格及び上記8(2)に示す評価項目の提案をもって入札し、
次の①から③までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札
者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値という）を下回
らないこと。
- ③ 提案の内容が最低限の要求条件を満たしていること。

(4) 上記8(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にく じを引かせて落札者を決定する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和6年2月9日（金）から令和6年3月11日（月）
まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日の9時から12時30分及び13時30分から17時（最終日は12
時）までに行うこと。
 - ② 提出先：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面（質疑書様式）により提出場所に持参又は郵送（書留郵便等配
達記録が残るものに限る。）するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり書面により閲覧に供するとともにメール
にて随時送信する。
- ① 期間 : 令和6年3月15日（金）の9時から17時まで。
 - ② 場所 : 上記5に同じ

10 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は紙媒体により持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）
すること。電送による提出は認めない。

- (1) 入札書提出期限：令和6年3月22日（金）9時から
令和6年3月26日（火）12時まで。
- (2) 持参による提出場所：上記5に同じ
- (3) 開札日時：令和6年3月27日（水） 11時00分
- (4) 開札場所：〒422-8529
静岡県静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学本部管理棟別館1A会議室
- (5) その他 : 入札の執行に当たっては、契約担当役から競争参加資格があることが
確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による入札
の場合は当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れ
て郵送すること。

11 入札書及び提出方法等

- (1) 持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上とする。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封印をし、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等、細目まで明らかにすること。加えて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当役等（これらの補助者を含む。）が、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表 3 各項に掲げる場合に該当するものについては、競争加入者心得第 32 第 12 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

14 開札

開札は、上記 10 (3) (4) に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。1 回目の開札に立ち会わない入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

第 1 回目の開札入札が不調になった場合は、ただちに再度入札に移行する。

15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記 8 (3) の評価

方法で決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、契約担当役の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、国立大学法人静岡大学契約規則第30条第2項に基づく価格(以下「最低基準価格」という。)を下回る場合は、同規則第30条第3項の調査(低入札調査)を行うものとする。

17 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否等

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

22 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。
① 提出先 : 上記5に同じ。
② 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により回答する。

23 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

①提出期間:令和6年3月27日(水)から令和6年4月4日(木)まで。

当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から12時30分及び13時30分から17時までに行うこと。
②提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

24 関連情報を入手するための照会窓口
上記5に同じ。

25 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、次に示すホームページに掲載の「工事請負契約基準」「競争加入者心得」「電子入札に関する注意事項等」及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

静岡大学公式ホームページの調達情報ページ

<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/chotatsu/index.html>

静岡大学財務施設部施設課ページ

<https://www.shizuoka.ac.jp/facilities/index.html>

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 談合等の不正行為を行った受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。
- (5) 落札となるべき同評価の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (6) 落札者は、上記6（3）②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (7) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 入札参加者は、「競争加入者心得」及び契約書（案）を熟覧し、競争加入者心得を遵守すること。

受注者の責めにより、入札に係る要求要件を厳守できない場合は、再度の施工を行うものとする。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約額を減額するものとする。加えて必要に応じて、損害賠償要求等を行うことがある。

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

工事成績相互利用登録機関（令和4年7月14日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 〃 〃 予算課（H27.10.1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局（営繕部及び営繕事務所）及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

別表 3

工事費内訳書の確認事項

		工事費内訳書の確認事項
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項がかけている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		